

自治基本条例 素案・条例案比較表

川崎市自治基本条例素案	川崎市自治基本条例案	説 明
		<p>共通事項</p> <p>用字、用語の使用の調整（「かな」を漢字への変換、関係する規定相互の用語の調整など）、条文における主語、述語等の調整（主語の明示、表現の整理など）等の条例文として必要な整理を行いました。</p>
	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等</p> <p> 第1節 市民（第6条～第9条）</p> <p> 第2節 議会（第10条～第12条）</p> <p> 第3節 市長等</p> <p> 第1款 市長等（第13条・第14条）</p> <p> 第2款 行政運営等（第15条～第18条）</p> <p> 第3款 区（第19条～第22条）</p> <p>第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等</p> <p> 第1節 情報共有による自治運営（第23条～第27条）</p> <p> 第2節 参加及び協働による自治運営（第28条～第32条）</p> <p> 第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議（第33条）</p> <p>第4章 国や他の自治体との関係（第34条）</p> <p>附則</p>	
<p>次のとおり前文を定めます。</p> <p>前文</p> <p>私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、わが国産業を支える拠点を擁した多様な顔をもつ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。</p> <p>今、成長と拡大を基調とした社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められるなかで、<u>あらためて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係はどうあるべきかが問われています。</u></p> <p>私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを<u>あらためて確認するとともに</u>、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県との対等で相互協力の関係に立って、<u>自立的な自治体運営を確保する必要があります。</u></p> <p>こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区のあり方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治の拡</p>	<p>私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。</p> <p>今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、<u>改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。</u></p> <p>私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを<u>改めて確認するとともに</u>、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と<u>対等な立場</u>で相互協力の関係に立って、<u>自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。</u></p> <p>こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を</p>	<p>第2段落3行目 地方分権一括法の施行により、国と自治体との関係は上下、主従の関係から対等、協力の関係へ転換されたとされていますが、三位一体改革の取組や第28次地方制度調査会での道州制や大都市制度についての議論など、まだ確立されたものではありません。したがって、これも現在の課題として明示しました。</p> <p>第4段落3行目 市民自治とは、第4条の規定において目指す川崎市の自治の姿ですので、「拡充、推進」</p>

川崎市自治基本条例素案	川崎市自治基本条例案	説明
<p>充及び推進を図るため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。</p> <p>そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会を次の世代に引き継ぎ、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいに満ちた市民都市・川崎」の創造を目指します。</p>	<p>確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。</p> <p>そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。</p>	<p>ではなく「確立」させることがふさわしいものと考え、表現を改めました。</p> <p>第5段落1行目から2行目 「持続可能な社会」とは、第7条の市民の責務で謳われているように築いていくものであり、「恒久平和」とは、本市の核兵器廃絶平和都市宣言で述べられているようにその実現が人類共通の念願とされています。また、次世代の市民も、現在の市民と同様にこの条例による責務に努めることを承継していくものです。したがって、ここでは、それらの実現を次世代の市民をも含めた「私たち市民」の強い願いとして表現することとしました。</p> <p>第5段落3行目 「活力とうるおいのある市民都市・川崎」は、この条例とともに新たな市政運営の指針となる基本構想との整合を図り、目指す本市の将来像を表現しました。</p>
<p>第1 総則</p> <p>1 目的</p> <p>この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区のあり方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とすることを定めます。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。</p>	<p>第1条(2行目から3行目)</p> <p>素案では市長と教育委員会などの行政委員会とを総称する用語を「第三 執行機関」の部分で「執行機関」と規定していたものを、条例案の規定中、初めに記載される箇所に「市長等」と分かりやすい表記として定めました。</p>
<p>2 位置付け等</p> <p>(1) この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ることを定めます。</p> <p>(2) 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていくことを定めます。</p>	<p>(位置付け等)</p> <p>第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。</p> <p>2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。</p>	
<p>3 定義</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによることを定めます。</p> <p>(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。</p> <p>(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> <p>(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。</p> <p>(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> <p>(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。</p>	

川崎市自治基本条例素案	川崎市自治基本条例	説明
<p>4 基本理念</p> <p>市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指すことを定めます。</p> <p>(1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本に、<u>主権者としての</u>その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。</p> <p>(2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。</p> <p>(3) 市は、<u>国及び神奈川県との対等で、相互協力の関係に基づいた自律的な運営</u>を図り、自治体としての自立を確保すること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。</p> <p>(1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。</p> <p>(2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。</p> <p>(3) 市は、<u>国及び神奈川県と対等な立場</u>で相互協力の関係に基づいた自律的な運営を図り、自治体としての自立を確保すること。</p>	<p>第4条(第1号:1行目)</p> <p>これからの本市の自治は、多様な方々によって担われていく必要があることから、市民の範囲に住民をはじめ通勤者、通学者、市民活動団体などを含めるとし、川崎市に対し、自治運営における権利を有する主体、また、めざす川崎市の将来像である「市民都市」の主役でもあることから、これを表す意味で「主権者」との表記をしたもので、これまでの本市の条例でも「消費者主権」などを使用してきました。しかし、タウンミーティングなどを通じて、市民に日本国籍保有を明示すべきである、団体や事業者は市民に入れるべきではない、あるいは外国人や未成年者も含まれることを明示すべきとの市民意見をいただきました。本来的「主権」の意味は、国家に対するもので、立法、行政、司法などの国家権力を統合する最高の権力のことを表し、日本においては国民に主権があるとされています。したがって、多様な方々によって担われるべき自治の主役である市民の範囲をより明確にするためにも「主権者としての」の部分削除することとしました。</p>
<p>5 自治運営の基本原則</p> <p>(1) 市民及び市は、<u>次の各号に掲げる原則に基づき、当該各号に定めるところにより自治の運営</u>を行うことを定めます。</p> <p>ア 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。</p> <p>イ 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。</p> <p>ウ 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働が<u>行われること。</u></p> <p>(2) 市は、参加又は協働による自治の運営に当たっては、参加又は協働しないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにすることを定めます。</p>	<p>(自治運営の基本原則)</p> <p>第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を<u>行うこと。</u></p> <p>2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。</p>	
<p>第2 自治運営を担う主体の役割、責務等</p> <p>第一 市民</p> <p>1 市民の権利</p> <p>市民は、<u>すべて人として尊重され、平和で良好な環境の中で自らの生命、自由及び幸福を追求し、自己実現を図ることができる</u>とともに、自治運営を推進するために、次に掲げることができることを定めます。</p> <p>(1) 市政に関する情報を知ること。</p> <p>(2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。</p> <p>(3) 市政に対する意見を表明し、提案すること。</p> <p>(4) 行政サービスを受けること。</p>	<p>第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等</p> <p>第1節 市民</p> <p>(市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、<u>すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができる</u>ほか、自治運営のために、次に掲げることができます。</p> <p>(1) 市政に関する情報を知ること。</p> <p>(2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。</p> <p>(3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。</p> <p>(4) 行政サービスを受けること。</p>	<p>第6条(1行目から3行目)</p> <p>柱書きの部分は、自治基本条例検討委員会報告での包括的な権利に相当するものですが、ここでは憲法における基本的人権の尊重などの国民の権利や本市の核兵器廃絶平和都市宣言における市民の願いなど、人としての権利を書き込むところですので、憲法との表現の整合性を図りました。</p> <p>また、運営とは組織や制度などを働かせることをいい、推進とは物事がはかどるようにすることをいい、意味が重複しますので整理をしました。(第14条などについても同じです。)</p>

川崎市自治基本条例素案	川崎市自治基本条例	説明
<p>2 市民の責務</p> <p>市民は、自治運営において、次に掲げることを行うことを定めます。</p> <p>(1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。</p> <p>(2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>(3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。</p> <p>(4) 市政運営に伴う負担を分担すること。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。</p> <p>(1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。</p> <p>(2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>(3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。</p> <p>(4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。</p>	
<p>3 事業者の社会的責任</p> <p>事業者は、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることを定めます。</p>	<p>(事業者の社会的責任)</p> <p>第8条 事業者は、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するものとします。</p>	
<p>4 地域社会におけるコミュニティの尊重</p> <p>(1) 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地又は関心若しくは目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができることを定めます。</p> <p>(2) 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重することを定めます。</p> <p>(3) 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進することを定めます。</p>	<p>(コミュニティの尊重等)</p> <p>第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。</p> <p>2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。</p> <p>3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。</p>	<p>第9条(見出し)</p> <p>コミュニティとは、町会、自治会などの地域を単位とするもの、福祉などテーマを単位とするものなど市民の自由意思に基づいて多種多様に創出されるもので、その活動範囲も特定の地域に限定されるものもあれば、広範な地域で活動するものもあります。したがって、この条ではそうした各種コミュニティのすべてに対して尊重等するものですので、見出しの「地域社会における」との限定的な表現は削ることとしました。</p>
<p>第二 議会</p> <p>1 議会の設置</p> <p>市に、議事機関として、選挙によって選ばれる議員で構成される議会の設置を定めます。</p>	<p>第2節 議会</p> <p>(議会の設置)</p> <p>第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。</p>	<p>第10条</p> <p>憲法前文の表現(「選挙された」と整合を図りました。(第13条も同じです。))</p>
<p>2 議会の権限と責務</p> <p>(1) 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行うことを定めます。</p> <p>(2) 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民へ説明することにより情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めることを定めます。</p>	<p>(議会の権限及び責務)</p> <p>第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。</p> <p>2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。</p>	<p>第11条(第2項:2行目)</p> <p>議会在市民との情報の共有化を進めるのは「市民へ説明する」ことだけではなく、そのほかにも議会の自律性によって創意工夫が行われるものですので表現を改めました。</p>
<p>3 議員の役割と責務</p> <p>(1) 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点から的確な判断を行うことにより議会がその権限を適切に行使できるよう努めることを定めます。</p> <p>(2) 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めることを定めます。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点から的確な判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。</p> <p>2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。</p>	<p>第12条(見出し)</p> <p>この条文は、議会の権限の適切な行使を目的とした議員活動について規定するものですが、役割と責務とは、いずれもその務めを意味し、重複することから「責務」に統一しました。</p>
<p>第三 執行機関</p> <p>執行機関</p> <p>1 市長の設置</p> <p>市に、選挙によって選ばれる市の代表である市長の設置を定めます。</p>	<p>第3節 市長等</p> <p>第1款 市長等</p> <p>(市長の設置)</p> <p>第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。</p>	<p>第13条</p> <p>憲法前文の表現(「選挙された」と整合を図りました。(第10条も同じです。))</p>

川崎市自治基本条例素案	川崎市自治基本条例	説明
<p>2 市長その他の執行機関の権限、責務等</p> <p>(1) 市長は、この条例に基づいて自治運営を推進するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使することを定めます。</p> <p>(2) 執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定する執行機関をいいます。以下同じ。）は、自らの判断と責任においてその所管する職務を誠実に執行するとともに、執行機関相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮することを定めます。</p> <p>(3) 職員は、市民と共に自治を推進する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行することを定めます。</p>	<p>(市長等の権限、責務等)</p> <p>第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。</p> <p>2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。</p> <p>3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。</p>	<p>第14条（第2項：1行目）</p> <p>地方公務員法の解説では、職務とは、事務のうち個々の職員に対して処理すべきものとして割り当てられたものを意味するので、市長や教育委員会などの執行機関の責務とするために「所掌する事務」と改めました。</p>
<p>行政運営等</p> <p>1 行政運営の基本等</p> <p>(1) 市は、市の将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行うことを定めます。</p> <p>(2) 行政運営は、次に掲げることを基本として、行われることを定めます。</p> <p>ア 市政に関する情報は市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。</p> <p>イ 市民の意思を市政に的確に反映するため、市民の参加を推進すること。</p> <p>ウ 市民からの提案等に的確に応答すること。</p> <p>エ 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。</p> <p>オ 施策や事業等の実施に当たっては、公正性、公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。</p> <p>カ 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。</p> <p>(3) 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備することを定めます。</p> <p>(4) 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人又は当該出資法人を所管する執行機関に対して適切な指導及び調整を行うことを定めます。</p>	<p>第2款 行政運営等 (行政運営の基本等)</p> <p>第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。</p> <p>2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。</p> <p>(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。</p> <p>(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。</p> <p>(3) 市民からの提案等に的確に応答すること。</p> <p>(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。</p> <p>(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。</p> <p>(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。</p> <p>3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。</p> <p>4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限り、）又は当該出資法人（市長が所管するものを除き、）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。</p>	<p>第15条（第4項・3行目）</p> <p>本市には公営企業管理者（水道事業管理者）が所管する財団法人川崎市水道サービス公社がありますので、指導・調整先として公営企業管理者を明示しました。</p>
<p>2 財政運営等</p> <p>(1) 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めることを定めます。</p> <p>(2) 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めることを定めます。</p> <p>(3) 執行機関（市長及び教育委員会に限る。）及び市が経営する地方公営企業の管理者は、市の所有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行うとともに、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めることを定めます。</p>	<p>(財政運営等)</p> <p>第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。</p> <p>2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。</p> <p>3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。</p>	

川崎市自治基本条例素案	川崎市自治基本条例	説 明
<p>3 評価</p> <p>(1) 市は、効率的かつ効果的な行政運営を推進し、総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施することを定めます。</p> <p>(2) 評価の指標等は市民の視点に立脚した<u>ものであり</u>、評価結果は市民にとって<u>わかりやすいもの</u>とすることを定めます。</p> <p>(3) 市は、前項の評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させることを定めます。</p>	<p>(評価)</p> <p>第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、<u>第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。</u></p> <p>2 評価の指標等は市民の視点に立脚した<u>ものとし</u>、<u>評価の結果は市民にとってわかりやすいもの</u>とします。</p> <p>3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。</p>	
<p>4 苦情、不服等に対する措置</p> <p>(1) 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関の設置を定めます。</p> <p>(2) (1)に定めるもののほか、本市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じることがを定めます。</p>	<p>(苦情、不服等に対する措置)</p> <p>第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。</p>	
<p>区</p> <p>1 区及び区役所</p> <p>(1) 市は、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、<u>当該区域における市政への市民の参加と市民との協働により暮らしやすい地域社会を築き、市民への身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するため、それぞれの区域を単位として区を設置することを定めます。</u></p> <p>(2) (1)の目的を達成するため、<u>それぞれの区に区役所を置くことを定めます。</u></p> <p>(3) それぞれの区役所に長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理することを定めます。</p> <p>2 区長の職務</p> <p>区長は、前記1-(1)に定める区の設置目的を達成するため、次に掲げる職務を担う<u>もの</u>とすることを定めます。</p> <p>(1) 区における地域の課題を的確に把握し、<u>参加と協働を原則として、その迅速な解決に努めること。</u></p> <p>(2) <u>区民(区の区域内における市民をいいます。以下同じ。)</u>に便利で快適な行政サービスを効率的かつ効果的に提供しよう努めること。</p> <p>(3) <u>区民の自主的な活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。</u></p>	<p>第3款 区</p> <p>(区及び区役所の設置)</p> <p>第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、<u>身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。</u></p> <p>(区長の設置及び役割)</p> <p>第20条 それぞれの区役所に<u>その</u>長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。</p> <p>2 区長は、<u>前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。</u></p> <p>(1) 区における課題を的確に把握し、<u>参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。</u></p> <p>(2) <u>区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供しよう努めること。</u></p> <p>(3) <u>区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。</u></p>	<p>第19条</p> <p>素案においては、区の設置目的を掲げ、そのために区役所や事務処理を行う区長を置くこととしておりましたが、タウンミーティングなど市民意見は、区よりも区役所の在り方に関心があること、また、区行政改革検討委員会提言においてもこれまでの総合行政サービス提供拠点に加え、課題解決の市民協働拠点としての区役所の在り方が重要であることから、区と区役所との双方の設置目的と捉えなおして規定を改めました。</p> <p>第20条</p> <p>市民意見では、区長に期待を寄せるところが非常に大きいものであることが示されましたので、区長の設置と役割とを一つの条にまとめ、区・区役所に対する区長の位置付けを明確にしました。なお、区長が市民の方々から求められている職責が非常に重いこと、また、規定の内容は個々の事務に対するものではないことから、「職務」の用語よりは「役割」が相応しいものと表記を改め(第21条も同じ)しました。</p>
<p>3 区に関する市長の責務</p> <p>市長は、区長が<u>その職務を的確に遂行できるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めることを定めます。</u></p>	<p>(必要な組織の整備等)</p> <p>第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を<u>的確に果たすことができるよう</u>必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。</p>	

川崎市自治基本条例素案	川崎市自治基本条例	説明
<p>4 区民会議</p> <p>(1) <u>区における重要課題を審議し、区長及び市長その他の執行機関に提言することを目的として、区民による会議（以下「区民会議」といいます。）の設置を定めます。</u></p> <p>(2) 区長及び市長その他の執行機関は、区民会議の審議結果を尊重し、その内容を市政に反映するよう努めることを定めます。</p>	<p>(区民会議)</p> <p>第22条 <u>それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。</u></p> <p>2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。</p>	<p>第22条</p> <p>タウンミーティングなどでは区民会議の構成員についての意見が多く出されましたので、広範な区民によって構成される会議であることを明確に（第1項1行目から3行目）しました。また、既存の区における区政推進会議などとの調整についての意見も多く出されましたが区民会議の所掌事務などの詳細は検討中であり、本格設置に当たっては別個の設置等に関する条例を制定するものでもありますので、区・区役所の設置目的と区長の役割にかなうものとしての会議目的（第1項4行目）としました。なお、区民会議における調査審議の結果は、市政にも反映されるべきものですが、まず、区行政に反映されるべきものですので、区・区役所の設置目的の達成に相当する用語（第2項）を加えました。</p>
<p>第3 自治運営の基本原則に基づく制度等</p> <p>第一 情報共有による自治の<u>営み</u></p> <p>1 情報提供</p> <p>(1) 市は、市民生活において必要な情報について、市民に積極的に提供することを定めます。</p> <p>(2) 情報の提供は、<u>わかりやすく、かつ適時に行うことを定めます。</u></p>	<p>第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等</p> <p>第1節 情報共有による自治運営</p> <p>(情報提供)</p> <p>第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。</p> <p>2 情報の提供は、<u>分かりやすく、かつ、適時に行います。</u></p>	
<p>2 情報公開</p> <p>(1) 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができることを定めます。</p> <p>(2) 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めます。</p>	<p>(情報公開)</p> <p>第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。</p> <p>2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。</p>	
<p>3 個人情報保護</p> <p>(1) 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ることを定めます。</p> <p>(2) 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、<u>削除、訂正又は目的外利用等の中止</u>を求めることができることを定めます。</p> <p>(3) 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めます。</p>	<p>(個人情報保護)</p> <p>第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。</p> <p>2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、<u>訂正及び利用の停止等</u>を求めることができます。</p> <p>3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。</p>	<p>第25条（第2項：1行目）</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の制定に伴い、本市の個人情報保護条例の見直しがされており、市民の自己の個人情報に関する請求権規定の整理が行われますので整合を図りました。</p>
<p>4 会議公開</p> <p><u>執行機関に置かれる審議会、委員会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由のない限り、公開されることを定めます。</u></p>	<p>(会議公開)</p> <p>第26条 <u>市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。</u></p>	

川崎市自治基本条例素案	川崎市自治基本条例	説明
	<p>(情報共有の手法等の整備)</p> <p>第27条 市は、市民との情報の共有化の積極かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。</p>	<p>第27条</p> <p>本市では統合的情報公開制度として、情報の公開に関する制度構築はある程度達成されているものですが、タウンミーティングなどで情報化の取組に対する専門職の配置や情報を収集、蓄積等を行う機関の設置など情報の市民への発信に対する取組の重要性が指摘されました。したがって、単なる制度面から見るだけでなく、広報活動、広聴活動、シティセールス活動など行政の諸活動の面から、また、市民の参加や市民との協働の面から、IT社会への対応など実効性をより高めるための創意工夫がこれからは重要であるものと考え、この条を創設しました。</p>
<p>第二 参加、協働による自治の営み</p> <p>1 多様な参加の機会の整備</p> <p>市は、事案の内容、性質等に応じて後記2から4までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ることを定めます。</p>	<p>第2節 参加及び協働による自治運営</p> <p>(多様な参加の機会の整備等)</p> <p>第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。</p>	
<p>2 審議会等への参加</p> <p>審議会等を設ける場合は、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とすることを定めます。</p>	<p>(審議会等の市民委員の公募)</p> <p>第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。</p>	
<p>3 パブリック・コメント手続</p> <p>(1) 市は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を求める手続(以下「パブリック・コメント手続」という。)をとることを定めます。</p> <p>(2) 市長その他の執行機関は、パブリック・コメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方をとりまとめて公表することを定めます。</p>	<p>(パブリックコメント手続)</p> <p>第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。</p> <p>2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。</p>	
<p>4 住民投票制度</p> <p>(1) 市は、住民(市民のうち本市の区域内に住所を有する人をいいます。以下同じ。)議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができることを定めます。</p> <p>(2) 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重することを定めます。</p>	<p>(住民投票制度)</p> <p>第31条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。)議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。</p>	<p>第31条(第1項:1行目)</p> <p>市民の範囲を定義規定(第3条)において広範に定義しましたので、住民投票を発議できる市民の範囲をより明確にするため、「法人を除く」ことを明らかにしました。</p>
<p>5 協働のための施策整備等</p> <p>市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進するための施策を整備し、その体系化を図ることを定めます。</p>	<p>(協働推進の施策整備等)</p> <p>第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。</p>	
<p>第三 自治の営みのあり方</p> <p>市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民の参加による審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等のあり方について調査審議することを定めます。</p>	<p>第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議</p> <p>第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。</p>	<p>第33条(2行目)</p> <p>「市民の参加」が意味するところが分かるよう、構成員に市民が含まれることを明確に規定しました。</p>

川崎市自治基本条例素案	川崎市自治基本条例	説 明
<p>第4 国や他の自治体との関係</p> <p>(1) 市は、<u>市政の運営に当たっては、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力することを定めます。</u></p> <p>(2) 市は、<u>共通する課題を解決するため、積極的に他の自治体と連携を図り、その解決に努めることを定めます。</u></p>	<p>第4章 国や他の自治体との関係</p> <p>第34条 市は、<u>国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。</u></p> <p>2 市は、<u>他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。</u></p>	
<p>第5 施行期日</p> <p>この条例は、平成17年4月1日から施行します。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成17年4月1日から施行します。</p>	